

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

経済的な理由により小中学生の学習が妨げられないよう、就学援助費を支給しています。

就学援助費の内、1年生を対象にした「新入学学用品費」について、入学前に支給を実施します。

就学援助費の対象になる方で新入学学用品費の入学前支給を希望される方は、下記の内容をご確認いただき、必要書類と一緒に申請をしてください。

新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

- ① 裏面の就学援助の対象となる方。（ただし、生活保護受給者の方は、生活保護費により支給されるので、入学前支給の対象外となります。）
 - ② 申請時、真庭市に住所があり、引き続き令和7年4月に真庭市に住所がある予定の方。
- ※ 3月末までに転出する可能性のある方は申請をしないでください。支給後、3月末までに転出された場合には、返還していただきます。

申請について

	新小学1年生	新中学1年生
申請場所	・真庭市役所教育委員会教育総務課 ・各振興局地域振興課	・通学中の小学校
受付期間	令和6年12月2日～23日	
申請に必要なもの	① 申請書（真庭市役所教育委員会教育総務課又は各振興局地域振興課、各保育園・幼稚園・こども園に設置してあります。12月から配布します。） ② 裏面の就学援助の要件に応じた証明書類（いずれか1つ） ※ 現在、就学援助費を受給している姉・兄がいる場合には、証明書類は不要です。 ③ 委任状兼口座振替依頼書	① 申請書（通学中の小学校から配布します） 現在、就学援助の認定を受けられている場合には、証明書類は不要です。
支給額	57,060円(一律)	63,000円(一律)
支給時期	2月上旬	2月末

※ 4月以降の就学援助費の支給については、3月以降に改めてご案内します。

※ 入学前支給を希望されない場合でも、入学後に就学援助が認定されたときには、7月以降に新入学学用品費を支給します。

認定と支給について

<新小学1年生> 教育委員会から認定のお知らせをし、支給します。

<新中学1年生> 通学中の小学校を通じて支給のお知らせをし、支給します。

就学援助費の対象となる方

次の①～⑨のいずれか一つの要件に該当すれば、就学援助を受けることができます。

	要 件	申請に必要な証明書類
①	生活保護を受給されている世帯(入学前支給は対象外)	不要
②	生活保護の廃止・停止を受けた世帯	生活保護廃止(停止)決定通知書 (コピー可)
③	児童扶養手当を支給されている方	不要
④	国民年金の掛金の減免措置を受けた方 (世帯全員)	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書(コピー可)
⑤	国民健康保険税の減免又は徴収猶予の措置を受けた方(世帯全員)	国民健康保険税減免承認決定通知書 (コピー可)
⑥	令和6年度市民税の非課税の方(世帯全員)	不要(※2)
⑦	令和6年度市民税の減免措置を受けた方(世帯全員)	不要(※2)
⑧	世帯所得が教育委員会で定める基準を下回る世帯 (※3)	不要(※2)
⑨	その他特別な事情により経済的に困窮していると真庭市教育委員会が認めた世帯(※4)	世帯の状況についての意見書等 (必ず記入者が署名押印すること) (収入・支出状況を具体的に詳しく記入し、経済的な困窮状況を明確にすること)

※1 世帯とは、生計を一にする方のことです。

※2 ⑥、⑦、⑧に該当する方で、令和6年1月1日に真庭市に住所のない方は、その時点で住所のある市町村が発行する「市町村民税所得課税証明書」を添付してください。

※3 教育委員会で定める基準額は、世帯の構成人数や年齢等により、世帯ごとに異なるため、一律の基準額があるものではありません。申請を受けてから、個別に判定を行います。

※4 「特別な事情で経済的に困窮している」とは、予期できない突発的事情(疾病・廃業・失業・災害等)により生活状況が急変し、児童・生徒の就学に経済的支障が生じている場合で、当面の経済的回復が見込めない緊急を要する場合です。

※5 証明書類の添付が申請に間に合わない場合には、教育委員会にご相談ください。

現在、就学援助費を受給している姉・兄がいる場合には、証明書類は不要です。

申請チェックシート(申請時にチェックします)

申請書	申請理由に○はありますか。	
	申請書下部の税務資料の閲覧承諾書に記名はありますか。	
	住居の状況に○はありますか。	
添付資料	申請理由に応じた資料は添付されていますか。	
委任状	保護者氏名と押印はありますか。	
	口座が記入されていますか。	



○問い合わせ
真庭市教育委員会教育総務課
〒719-3292
真庭市久世 2927 番地 2
電話 0867-42-1085
FAX 0867-42-4146